

事務連絡
令和8年2月18日

通所系サービス事業所管理者 様

石川県健康福祉部長寿社会課

事業所規模による基本報酬区分の変更の届出について

日頃より、介護保険制度の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所においては、当年度（3月を除く）の月平均利用延人員数に基づく事業所規模によって、次年度の基本報酬区分が決まります。

このため、毎年度3月31日時点において事業を実施しており、4月以降も引き続き事業を実施する事業所においては、当年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数（介護予防利用者数も含む）を算出し、次年度以降の事業所規模が変更となる場合は、下記のとおり届出が必要となります。（変更がない場合は届出不要です。）

なお、災害その他のやむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含めないようお願ひいたします。

記

1 提出書類

様式については、以下の石川県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/kibo/r8.html>

- ①（別紙1－1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ②（別紙2）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ③算定根拠となる資料（参考様式1、2または参考様式1、2と同等の内容のもの）
- ④【通所リハビリテーション大規模型（特例）を適用する場合】
(参考様式18) 通所リハビリテーション大規模型事業所（特例）計算シート

2 提出期限 令和8年3月15日

3 提出先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ zaitaku-kasan@pref.ishikawa.lg.jp

(参考) 月平均利用延人員数別の基本報酬

月平均利用延人員数	基本報酬区分	
	通所介護	通所リハビリテーション
750 人以内	通常規模型通所介護費	通常規模型リハビリテーション費
751 人以上 900 人以内	大規模型通所介護費 (I)	大規模型リハビリテーション費
901 人以上	大規模型通所介護費 (II)	

※通所リハビリテーション事業所において、一定の要件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できる。(通所リハビリテーション大規模型(特例))

(事務担当)

石川県健福祉部長寿社会課

在宅サービスグループ

TEL:076-225-1417

FAX:076-225-1418